

先着
10名

「女性のための筋トレ教室Part II」に参加しませんか

メリハリのあるカラダになりたい!!ウエストのくびれを作りたい!!桃尻になりたい!!などなど、あなたの希望をかなえるための筋トレを週に1回学ぶ教室です。一緒に筋トレしませんか?

開催日時 10月13日・20日・27日・11月10日
すべて金曜日 午後7時～8時30分
場 所 健康づくりセンター・スポーツセンター
内 容 1・4回目: 道具を使わない筋肉トレーニング
2・3回目: トレーニングマシーンの使用方法を学ぶ
講 師 ルネサンス函館24 女性インストラクター
対 象 町内にお住まいの20歳から50歳までの女性
※4回の教室にすべて参加できる方
参 加 費 無料



健康ポイントの
対象事業となります。

申し込み・問い合わせ先
保健福祉課 健康支援グループ
☎0139-55-4460

後期高齢者医療制度のお知らせ ～障害認定申請について～

一定の障がいのある65歳から74歳までの方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

■ 一定の障がいとは

- 国民年金などの障害年金1級・2級を受給している方
- 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- 身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方
 - ① 下肢障害4級1号（両下肢のすべての指を欠くもの）
 - ② 下肢障害4級3号（一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの）
 - ③ 下肢障害4級4号（一下肢の機能の著しい障害）
 - ④ 音声障害
 - ⑤ 言語障害
- 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- 療育手帳A（重度）をお持ちの方

■ 脱退手続きについて

後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）となる方は、それまで加入していた健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合など）から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。

脱退手続きについては、各保険者へお問い合わせください。

■ 申請先および問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 または 住民課 戸籍保険グループ

消費税の「インボイス説明会」・「登録要否相談会」の開催

令和5年10月から消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

江差税務署では、①消費税の基本的な仕組みやインボイス制度の概要、登録の判断のポイント、登録手続きなどについて説明する「インボイス説明会」と、②インボイス発行事業者に登録するか否か検討されている免税事業者の方を対象に、登録の考え方や事業の状況などに応じて必要な情報などを個別に案内する「登録要否相談会」を行っています。

また、インボイス説明会および登録要否相談会のほか、個別の相談も行っており、インボイス説明会および登録要否相談会ならびに個別相談は、お電話などで事前に予約をお願いしています。

なお、制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、令和5年9月30日(土)までに登録申請が必要となります。登録を予定されている方は、お早めに申請手続きをお願いいたします。

インボイス説明会
登録要否相談会

問い合わせ先 江差税務署 ☎0139-52-6011（直通）